

野田市公契約条例に規定する市長が定める賃金等の最低額

野田市公契約条例（平成21年野田市条例第25号）第6条第1項第1号の規定による賃金等の最低額は、別表のとおりとする。

野田市 総務部 管財課

別表 野田市公契約条例の規定による賃金等の最低額（平成29年3月1日以降に公告する契約から適用）

1. 公共工事設計労務単価に定められる職種

単位：円

職 種	最低額	職 種	最低額
1 特殊作業員	2,349	27 普通船員	2,317
2 普通作業員	1,977	28 潜水士	4,006
3 軽作業員	1,435	29 潜水連絡員	2,848
4 造園工	2,136	30 潜水送気員	2,848
5 法面工	2,593	31 山林砂防工	2,710
6 とび工	2,784	32 軌道工	4,782
7 石工	2,752	33 型わく工	2,529
8 ブロック工	2,540	34 大工	2,582
9 電工	2,306	35 左官	2,752
10 鉄筋工	2,827	36 配管工	2,200
11 鉄骨工	2,519	37 はつり工	2,529
12 塗装工	2,710	38 防水工	2,922
13 溶接工	2,869	39 板金工	2,805
14 特殊運転手	2,338	40 タイル工	2,295
15 一般運転手	2,083	41 サッシ工	2,572
16 潜かん工	3,029	42 屋根ふき工	2,391
17 潜かん世話役	3,581	43 内装工	2,763
18 さく岩工	2,869	44 ガラス工	2,508
19 トンネル特殊工	2,848	45 建具工	2,455
20 トンネル作業員	2,455	46 ダクト工	2,168
21 トンネル世話役	3,230	47 保温工	2,232
22 橋りょう特殊工	3,050	48 建築ブロック工	2,370
23 橋りょう塗装工	3,145	49 設備機械工	2,264
24 橋りょう世話役	3,422	50 交通誘導員A	1,424
25 土木一般世話役	2,412	51 交通誘導員B	1,233
26 高級船員	2,933		

2. その他の職種

単位：円

職 種	最低額	職 種	最低額
52 電気通信技術者	3,103	57 船団長	2,933
53 電気通信技術員	2,083	58 潜水世話役	4,006
54 製作工（橋梁）	2,859	59 機械設備製作工	2,465
55 機械工	2,869	60 機械設備据付工	2,179
56 助手	1,977		

上記の最低額は、野田市公契約条例の規定による賃金等の最低額で1時間当たりの単価とする。